

## 鳥 獣 捕 獲 等 の 許 可 権 限 区 分

(「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び  
「栃木県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」)

<p>環境大臣権限</p>	<p>法第9条第1項第1号から第3号の定めるところにより環境大臣権限の鳥獣捕獲等許可申請をする場合</p> <p>※ 第1号：環境大臣指定鳥獣保護区内における鳥獣捕獲等 第2号：希少鳥獣（オオワシ、オオタカ等）の捕獲等 第3号：鳥獣の保護に重大な支障がある猟具（かすみ網）を使用した鳥獣の捕獲等</p> <p>提出先：環境省関東地方環境事務所野生生物課</p>
<p>知事権限</p>	<p>次のいずれかに該当する鳥獣の捕獲等</p> <p>① 捕獲等する場所が複数の市町村の範囲にまたがるもの ② 指定猟法許可申請が伴うもの</p> <p>提出先：管轄出先事務所 ただし、捕獲等する場所が複数の出先事務所の管轄に及ぶ場合は本庁担当課</p> <p>提出期日：捕獲等をする日の10日前まで</p>
<p>市町村長権限</p>	<p>捕獲等する場所が1市町村の範囲内のもの（捕獲等の目的や捕獲等する鳥獣の種を問わない。）。ただし、指定猟法許可申請が伴うものは除く。</p> <p>提出先：各市町村担当課</p> <p>提出期日：捕獲等をする日の10日前まで</p>